

新幹線等の函館駅乗り入れに関する調査業務 企画提案仕様書

本仕様書は、公募型プロポーザルを実施するにあたり、最低限の業務内容を示すものである。

なお、提案を受け付けるにあたり、業務内容に対する手法や本仕様書に記載していない独自の提案、ミニ新幹線車両およびフル規格新幹線車両（以下、「新幹線等」という。）の函館駅乗り入れに関する具体的な提案がされることを期待する。

1. 業務名 新幹線等の函館駅乗り入れに関する調査業務

2. 履行期間 契約締結日から令和6年(2024年)3月22日(金)まで

3. 目的

2030年度末に予定されている北海道新幹線の札幌開業(以下、「札幌開業」という。)に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離される函館線(函館駅・新函館北斗駅間)について、新幹線等の函館駅乗り入れに関する調査の実施を目的とする。

4. 業務内容

(前提条件)

ア 函館駅・新函館北斗駅間の在来線区間を乗り入れする新幹線等は、

- ① 新函館北斗駅でフル規格新幹線車両と分割・連結し函館駅に乗り入れる(発着する)ミニ新幹線車両
- ② 新函館北斗駅でフル規格新幹線車両と分割・連結せずそのまま函館駅まで直通する(発着する)新幹線等

など複数の場合を想定し、それぞれ検討する。

なお、②において函館駅を発着するフル規格新幹線車両は、ミニ新幹線車両と同様、在来線扱いでの整備・運行を想定するものとする。

イ 新幹線等の運行は、

- ① 東京駅～函館駅間の発着(東京駅発・函館駅着およびその逆区間)
 - ② 札幌駅～函館駅間の発着(札幌駅発・函館駅着およびその逆区間)
- を想定し、それぞれの場合を検討する。

なお、上記の場合以外にも想定されるものがあれば、それもあわせて提案・検討すること。

ウ 函館駅・新函館北斗駅間の在来線区間における鉄道事業の営業主（いわゆる上）と線路等の所有主体は、①上下分離方式または②上下一体方式を想定し、それぞれの場合を検討する。

ただし、線路等の所有主体（いわゆる下）については、第三セクターとして検討する（第三セクター設立のための出資金等の費用については積算には含まない）。

エ その他調査の前提として必要な事項（運行本数や停車駅などの運行ダイヤ、車両編成数および運賃等）は受託者が提案し、本市と協議の上で決定すること。

オ 各調査結果は、アおよびイそれぞれの場合を組み合わせ、マトリクス図など比較できるような形式で取りまとめること。なお、アおよびイ以外にも想定されるものがあれば、それもあわせて取りまとめること。

(1) 函館駅乗り入れ整備費等調査

ア 整備費の算出

新幹線等の函館駅乗り入れに要する整備費を算出すること（受託候補者決定後、別に本市が提供する資料を参考とすること）。

算出対象については、函館駅・新函館北斗駅間における乗り入れに係るすべての整備費とし、整備を要する工事種別に、区間および駅ごとなどに区分し算出すること。

イ 技術的課題等の分析

函館駅への乗り入れに関する技術面や運用面での課題の洗い出しと、その具体的な解決策の提案を行うこと（解決策に費用がかかる場合は、その金額も記載すること）。なお、ここでは、函館駅乗り入れにあたり想定されるすべての課題について分析することとし、受託者からの提案のほか、市が検討すべきと考える課題についても適宜対応すること。

ウ 整備工程等の整理

函館駅への乗り入れは、札幌開業と同時期（2030年度末）とし、これを踏まえたうえで、具体的な整備工程を工事種別ごとに整理すること。

なお、函館駅・新函館北斗駅間の旅客・貨物列車の運行になるべく影響の少ない整備工程を整理・提案することとし、影響への対策についても示すこと（対策に費用がかかる場合は、その金額も記載すること）。

(2) 北海道新幹線並行在来線対策協議会資料の分析調査

ア 函館駅乗り入れに関する分析調査

北海道新幹線並行在来線対策協議会資料について、新幹線等が函館駅に乗り入れた場合に、本資料で示されている旅客見込者数や事業者の収支見込み等に影響が生じることから、これら影響が生じる項目を捕捉したうえで、新幹線等が乗り入れた場合の影響を加味した旅客見込者数、ランニングコスト（2031年度～2060年度の単年度収支）およびイニシャルコストを算出しなすこと。

また、本資料で示されている北海道旅客鉄道株式会社からの譲渡資産（車両、譲渡資産の整備時期など）等の分析を行い、新幹線等の乗り入れを前提とした場合の経費削減策（経費削減額を含む）を提案すること。分析する事項の詳細は、本市と打合わせの上で決定すること。

(3) 旅客見込者数予測調査

ア 函館駅乗り入れ効果を踏まえた旅客見込者数の予測

以下①～②のとおり、現状分析および函館駅乗り入れ効果の分析を行ったうえで、③～④の旅客見込者数（新幹線等の旅客者数や輸送密度などの見込）を推計すること。なお、③および④については、②の乗り入れ効果および札幌開業効果それぞれが旅客見込者数へ及ぼす影響（増加人数等）を確認可能な内容とすること。

- ①函館駅・新函館北斗駅間における旅客者数や輸送密度などの現状分析
- ②函館駅乗り入れによる効果（時間短縮や旅客者数の増など）の分析
- ③新幹線等の函館駅乗り入れ時（2031年度）の旅客見込者数推計
- ④函館駅乗り入れ時から30年間（2031年度～2060年度）の単年度ごとの推計および累計

(4) 乗り入れ効果の検証調査

ア 収支予測

上記の(1)～(3)までの調査結果を踏まえたうえで、次の区分により収支の推計を行うこと。

上下分離方式の場合においては上下それぞれの推計を行うこと。

なお、上下分離方式の場合の収支の推計にあたり、鉄道事業の営業主（いわゆる上）から線路等の所有主体（いわゆる下）に対して支払われる線路使用料の算定方法については、現在、並行在来線区間を運行している第三セクターと日本貨物鉄道株式会社間における線路使用料の算定方法を基本としたうえで、本市と協議のうえで決定すること。

- ①新幹線等の函館駅乗り入れ時（2031年度）の推計
- ②函館駅乗り入れ時から30年間（2031年度～2060年度）の

単年度ごとの推計および累計

5. 成果品

- ・ 報告書 : 10部
- ・ 報告書概要版 : 10部
- ・ 電子データ : CD-ROM等に, 印刷時の紙面と同様のデータ (PDF形式, テキストデータを保持したもの) および編集可能なデータを保存して提出

6. 特記事項

(1) 中間報告

「4. 業務内容」に掲げる(1)～(4)の調査について, 令和5年12月頃を目途に, 業務の進捗状況などについて中間報告を行うこと。

なお, 中間報告の詳細については, 発注者と受託者との協議により決定するものとする。

(2) 報告・打合せ

本業務に関する打合せ, 途中報告について, 本市の指示により適宜実施すること。

(3) 機密保護

受託者は, 業務の履行に際し知り得た情報を第三者に漏らし, または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

(4) 再委託

ア 本業務の委託契約部分に係る業務の全部または一部の処理を第三者に委託する場合, あらかじめ書面による再委託に係る本市の承認を得ること。

イ 受託者は, 再委託先の行為について, 全責任を負うこと。

(5) 権利の帰属

ア 本業務の成果品に受託者が本業務受託以前から保有する知的財産権が含まれていた場合は, その権利は受託者に保留されるが, 本市は, 本業務の成果品を利用(本市が別途, 当該成果品を活用して第三者に調査等の業務委託をする場合を含む。)する場合は, これを無償で利用できるものとする。

イ 本業務の成果品等に, 受託者以外の第三者の保有する知的財産権が含ま

れる場合は、受託者の責任において本市が使用できるようにすること。なお、第三者からの成果品に関し権利侵害に関する訴えが提起された場合は、受託者の責任と費用負担により解決するものとする。

(6) 仕様書の内容

仕様書の内容は、本市の指示または重大な問題点が生じた場合は変更可能とする。この変更により契約金額の変更などを必要とする場合は、速やかに委託者と受託者が協議し、決定するものとする。

(7) 仕様書の疑義・定めのない事項

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。